院内掲示が義務付けられている手術実績

警告④特掲診療科の施設規準等

第12　手術

2　医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号ならびに歯科点数表第2章9部手術通則に掲げる手術の施設基準

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの実績

(A)区分1に分類される手術

		件数
ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	1
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

(B)区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	4
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術等	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮付属機器悪性腫瘍手術等	0

(C)区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

(D)区分4に分類される手術

0

(E)その他の区分

ア	人工関節置換術	142
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	冠動脈･大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び、体外循環を有する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈ステント留置術	0

令和8年1月31日　改訂

浜名病院

特掲診療料の施設規準等

施設基準掲示物